

5. 医療

(1) 医療福祉費支給制度（マル福・神福）

医療費の保険診療分を助成する制度です。

申請が遅くなると助成を受けられる期間が短くなる場合があります。早めに申請をしてください。

すでに受給者証を持っており、重度障がいになった方は、受給者証の切り替えが必要です。

■ 対象者

- 1 身体障害者手帳 1～3 級の方（3 級は内部障がいの方のみ）
- 2 療育手帳④・A 相当の方
- 3 障害年金等 1 級の受給権がある方
- 4 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方（平成 31 年 4 月以降）
- 5 特別児童扶養手当 1 級支給対象のお子様
- 6 1～4 の方の配偶者で、高校生相当までのお子様がいる方
（対象になるのは、1～4 に該当して 1 年を過ぎてからです）

※ひとり親マル福・神福の受給者証をお持ちの方で、特別児童扶養手当 1・2 級支給対象の方（停止中を含む）は、子が 20 歳になる年度末まで、親子ともにマル福・神福を延長することができます。

■ 費用

保険診療分が、助成の対象です。

保険外診療、食事代、部屋代、文書料、予防接種等は助成の対象になりません。

1～5 の方 自己負担 0 円

6 の方 外来：ひとつの病院につき 1 日 600 円まで ひと月 2 回まで負担
同じ病院へ 3 回以上行った場合、3 回目以降の自己負担はありません。

入院：ひとつの病院につき 1 日 300 円まで ひと月上限 3,000 円

■ 問合せ先

国保年金課 tel 0299-90-1143（直通） fax 0299-90-1324

(2) 後期高齢者医療の早期適用

後期高齢者医療制度により、一定の障がいがある 65 歳以上 75 歳未満の方は、所得の状況に応じて 1 割、2 割又は 3 割の自己負担で医療を受けることができます。

■ 対象者

- ・身体障害者手帳 1～3 級の方
- ・身体障害者手帳 4 級のうち音声・言語機能障がい、下肢機能障がいの一部の方
- ・療育手帳④・A の方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方
- ・国民年金法における障害基礎年金 1・2 級を受給している方

■ 問合せ先

国保年金課 tel 0299-90-1143（直通） fax 0299-90-1324